

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人天祐堂松林医院が開設する介護老人保健施設にしじょうにおいて実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設にしじょう 通所リハビリテーション事業所
- (2) 開設年月日 平成24年 4月 1日

- (3) 所在地 長野県東筑摩郡筑北村西条3868番地1
- (4) 電話番号 0263-66-3120
- (5) FAX 番号 0263-66-3009
- (6) 管理者 松林 祐司
- (7) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（第2052780026号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1人（医師と兼務）
- (2) 看護職員 1人以上（老人保健施設と兼務）
- (3) 介護職員 3人以上
- (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
 - ・理学療法士 1人以上
 - ・作業療法士 0人
 - ・言語聴覚士 0人
- (5) 事務職員 1人以上（老人保健施設と兼務）

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (10) 事務員は、利用料等の給付管理、会計管理、窓口や電話での対応等を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時30分から午後17時までを営業時間とする。

（利用定員）

第8条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用定員数は、15人とする。

（事業の内容）

第9条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう、）医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフ

によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画及び
びりハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必
要なりハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、入浴介助
を実施する。
- 3 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、食事を提
供する。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、居宅及び
施設間の送迎を実施する。

（利用者負担の額）

第 10 条 利用者負担の額は当該利用者の「介護保険負担割合証」に記載されている割合の額とし、
これらの利用者負担に関して利用者及び家族に説明し同意を得るものとする。

当施設は、各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額、
その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者・支払者に対して交付することと
する。

（1）通所リハビリテーション（1日あたり）

保険給付の自己負担額を、利用約款に定める料金表により支払いを受ける。

- ①施設利用料（巻末の別紙を参照）
- ②各種加算（巻末の別紙を参照）

（2）介護予防通所リハビリテーション

- ①施設利用料（巻末の別紙を参照）
- ②各種加算（巻末の別紙を参照）

（3）その他の料金

①食事（食材料費等）	昼食代	650円
	おやつ代	100円
②基本時間外施設利用料		1000円
③おむつ代	尿とりパット（M）	50円
	尿とりパット（L）	100円
	平おむつ（M）	130円
	平おむつ（L）	140円
	リハビリパンツ（M）	120円
	リハビリパンツ（L）	120円
	リハビリパンツ（LL）	140円
④日用生活品費（石鹸、シャンプー、ティッシュペーパー等の費用）	1日当たり	100円
⑤教養娯楽費（レクリエーションで使用する折り紙、ビデオソフト等の費用）	1回当たり	実 費（約100円程度）
⑥理美容代		実 費

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

東筑摩郡筑北村、麻績村

(身体の拘束等)

第12条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

第13条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための知己的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・食事 当事業所利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に、事業所は第10条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・飲酒・喫煙 敷地内での喫煙・飲酒は原則してはならない。
- ・火気の取扱い 火気の取扱いは、禁止とする。
- ・設備・備品の管理 当事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがって利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、損害賠償を請求するものとする。
- ・所持品・備品等の持ち込み 生活必需品のみとし、特別な事情がある場合は管理者の許可を取らなくてはならない。
- ・金銭・貴重品の管理 金銭・貴重品の持ち込みは、原則禁止とする。持ち込まれた現金や貴重品等で、紛失等の支障が生じても、当事業所は責任を負わないこととする。
- ・宗教活動・政治活動・営利行為 当事業所内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利行為は、禁止とする。
- ・ペットの持ち込み 当事業所内へのペットの持ち込み及び飼育は、禁止とする。

- ・食べ物の持ち込み

利用者又はご家族等からの食べ物の持ち込みを原則禁止とする。

- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、研修を受講している防火管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所リハビリ職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対応する体制をとる。
- (7) 当事業所は（6）に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

- 第19条 当事業所職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 20 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 21 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人天祐堂松林医院の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 22 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 23 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

(1) 当事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人天祐堂松林医院の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改定施行する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定施行する。

この運営規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改定施行する。

この運営規程は、令和 4 年 4 月 1 日より改定施行する。

<運営規程 別紙>

運営規程 第10条における施設利用料並びに各種加算については下記の通りとする。

下記は令和6年6月からの介護報酬を基とする。(令和6年度介護報酬改定)

自己負担1割の場合／1日当たりの料金

(1) 通所リハビリテーション

① 施設利用料(送迎代が含まれる)

要介護度	5～6未満	3～4未満	2～3未満	1～2未満
要介護1	622円	486円	383円	369円
要介護2	738円	565円	439円	398円
要介護3	852円	643円	498円	429円
要介護4	987円	743円	555円	458円
要介護5	1120円	842円	612円	491円

② 加算(状態に合わせて算定を行い、注釈のないものは1日単位で加算します。)

- ・リハビリテーション提供体制加算
 - ㊦ 3時間以上4時間未満 12円
 - ㊧ 5時間以上6時間未満 20円
- ・入浴介助(Ⅰ) 40円
- ・入浴介助(Ⅱ) 60円
- ・リハビリテーションマネジメント加算 □ 593円(開始日から6月以内/月)
- ・リハビリテーションマネジメント加算 □ 273円(開始日から6月超/月)
- ・事業所の医師 説明あり 270円
- ・科学的介護推進加算 40円(1月につき)
- ・短期集中個別リハビリテーション
 - 退院・退所日または認定日から起算して3月以内 110円
- ・認知症短期集中リハビリテーション(Ⅰ) 240円
- ・認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ) 1,920円
- ・若年性認知症受入加算 60円
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 上記の月間合計単位に8.6%
- ・サービス提供体制加算(Ⅰ) 22円
- ・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) 上記の月間合計単位に2.0%

※食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、運営規程に定める料金表により支払いを受ける。

自己負担1割の場合／1日当たりの料金

(2) 介護予防通所リハビリテーション

①施設利用料（送迎代が含まれる）

要支援1	1ヶ月につき	2,268円
要支援2	1ヶ月につき	4,228円

※原則として日割り計算は行いません。

②加算

・科学的介護推進加算	1ヶ月につき	40円
・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	上記の月間合計単位に8.6%	
・サービス提供体制加算（Ⅰ）		
要支援1		88円
要支援2		176円

※食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、運営規程に定める料金表により支払いを受ける。

以上

